

【ICJ×NTTビズリンク共催セミナー】

初めてのバーチャル株主総会を成功に導く！基礎知識・ノウハウと
”超低遅延”を実現するライブ配信プラットフォーム

『バーチャル株主総会』の基礎 ～その種類と検討のポイント～

2023年7月27日

株式会社ICJ



会社名 株式会社ICJ <https://www.icj.co.jp/>

所在地 東京都中央区日本橋兜町6-5兜町第6平和ビル4階

設立 2004年7月1日

資本金 4億円(資本準備金含む)

株主	株式会社東京証券取引所	50%
	Broadridge Financial Solutions, Inc.	50%

バーチャル株主総会とは

経済産業省 新時代の株主総会プロセスの在り方研究会「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」(2020年2月26日策定)は『バーチャル株主総会』を下記①～③の3種類と定義している。

①ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

リアル株主総会※1の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、株主総会への法律上の「出席」※2を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会をいう。

株主以外も含めて広く中継動画を提供するような形態も、同様の意義を有する場合があると考えられるが、ここでは、株主総会は株主による会議体であることを踏まえ、参加型においても株主に限定したものについて整理を行う。

②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会

リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会をいう。

③バーチャルオンリー型株主総会

リアル株主総会を開催することなく、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をする株主総会をいう。

**現行会社法においてハイブリッド型バーチャル株主総会は開催可能、
バーチャルオンリー型株主総会は開催不可能と解されている。**

※1 「リアル株主総会」とは

取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会。

なお、実施ガイドにおいては、このような形態の株主総会のみが開催される場合の当該株主総会だけでなく、ハイブリッド型バーチャル株主総会における物理的な開催場所をも「リアル株主総会」ということがある。

※2 「出席」とは

インターネット等の手段を用いて出席する株主も、リアル株主総会への出席と同様に、会社法上、株主総会において出席した株主により行うことが認められている質問(会社法314条)や動議(会社法304条等)を行うことができる。なお、動議の制限は可能とされている。

インターネット等の手段を用いて参加する株主は、会社法上、株主総会において出席した株主により行うことが認められている質問や動議を行うことはできない。

出典:経済産業省 新時代の株主総会プロセスの在り方研究会 https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/index.html

バーチャルオンリー型株主総会とは

現行会社法において、リアル株主総会やハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は可能であるが、バーチャルオンリー型株主総会の開催は難しいとされる。現行会社法の規定および解釈では、

- ・ **株主総会を招集する場合には、株主総会の「場所」を定めなければならない**(会社法298条1項1号)。
- ・ 株主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならない。

リアル株主総会

- ・ 物理的な会場を設ける。
- ・ 株主は、物理的な会場に赴き出席。

現行会社法上、開催可能。

ハイブリッド（参加・出席）型 バーチャル株主総会

- ・ 物理的な会場を設ける。
- ・ 株主は、物理的な会場に赴き出席するほか、インターネット等の手段により参加・出席することが可能。

現行会社法上、開催可能。

バーチャルオンリー株主総会

- ・ 物理的な会場を設けない。
- ・ 株主は、インターネット等の手段により出席。

現行会社法上、開催は難しいとされる。

2021年6月16日、**産業競争力強化法**の一部を改正し、会社法の特例として、「**場所の定めのない株主総会**」に関する制度を創設し、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とした。バーチャルオンリー型株主総会は、

- ① 遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすく、
- ② 物理的な会場の確保が不要で運営コストの低減を図ることができ、
- ③ 株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができる。

株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化する観点から、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とした。

バーチャルオンリー型株主総会の開催は

上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、この定款の定めのある上場会社については、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能としている。

出典：経済産業省 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）に関する制度

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei.innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html>

ハイブリッド参加型 ハイブリッド出席型 バーチャルオンリー型

リアル株主総会	あり	あり	なし
出席・参加	参加(傍聴)	出席	出席
議決権行使	不可能	可能	可能
質問・コメント	コメント	質問	質問
動議	不可能	可能(制限可)	可能

「ハイブリッド参加型」と「ハイブリッド出席型」の違いを明確にする、株主への分かり易さ等の観点から、「ハイブリッド参加型」を「ライブ配信」「インターネット配信」等の表記で招集通知に記載し案内することがある。

なお、ICJでは前記「実施ガイド」の定義を参考に、視聴対象が株主の場合「ハイブリッド参加型」、株主以外も含む場合「ライブ配信」と呼んでいる。

出典：経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」等を参考にICJ作成

バーチャル株主総会開催の利点

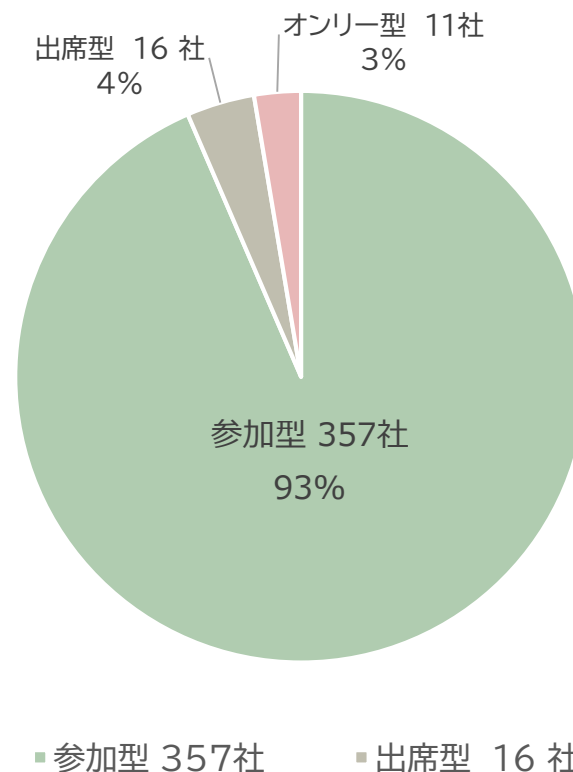
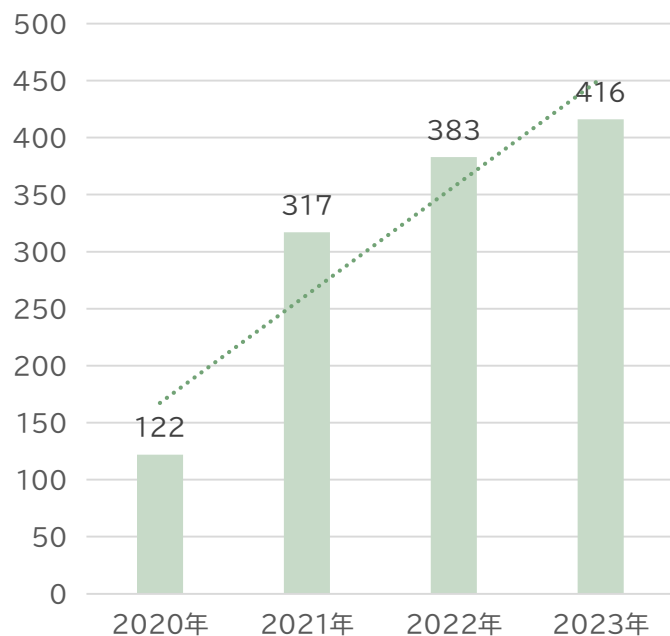
	利点	課題
ハイブリッド 参加型	遠方株主の株主総会参加・傍聴機会の拡大 複数の株主総会を傍聴することが容易になる 参加方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール	円滑なインターネット等の手段による参加に向けた環境整備 株主がインターネット等を活用可能であることが前提 肖像権等への配慮(株主限定で配信した場合、肖像権等の問題が生じにくく、より臨場感の増した配信が可能)
ハイブリッド 出席型	株主総会の透明性の向上 情報開示の充実 遠方株主の出席機会の拡大 複数の株主総会に出席することが容易になる 株主総会での質疑等を踏まえた議決権の行使が可能となる 質問の形態が広がることにより、株主総会における議論(対話)が深まる 個人株主の議決権行使の活性化につながる可能性 株主総会の透明性の向上 出席方法の多様化による株主重視の姿勢をアピール 情報開示の充実	質問の選別による議事の恣意的な運用につながる可能性 円滑なバーチャル出席に向けた関係者等との調整やシステム活用等の環境整備 株主がインターネット等を活用可能であることが前提 どのような場合に決議取消事由にあたるかの経験則の不足 濫用的な質問が増加する可能性 株主の議決権事前行使のインセンティブ低下 当日の議決権行使されず議決権行使率が下がる可能性
バーチャル オンリー型	株主総会の活性化・効率化・円滑化につながる 遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすくなる 物理的な会場確保が不要で運営コストの低減が図れる 株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減が図れる	ハイブリッド出席型と同様の課題 大臣確認の取得および定款変更の実施 動議対応 通信障害に関する対策、ならびにインターネットを使用することによる支障のある株主の利益確保に関する配慮方針の策定

出典：経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会制度説明資料」等を参考にICJ作成

2023年6月のバーチャル株主総会開催動向

- 上場会社で2023年6月にバーチャル株主総会を開催した上場会社は416社(ICJ調べ)
- 2023年6月はバーチャルオンリー型11社、出席型16社、参加型389社
- 2023年6月の2,373総会のうち約18%がバーチャル株主総会を開催

6月のバーチャル株主総会の推移



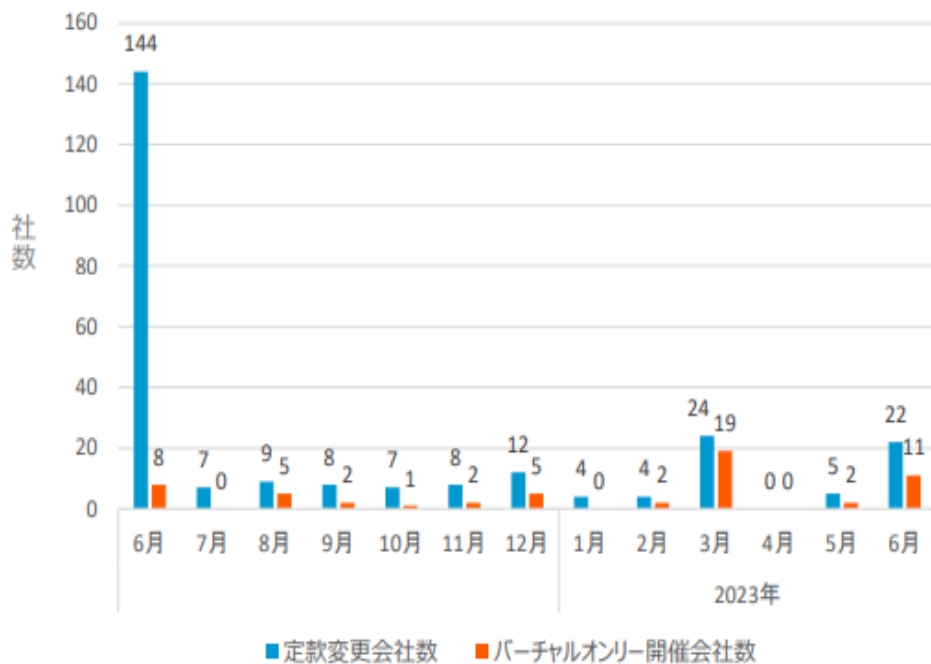
※ 参加型は株主に限定せずコメントも受け付けられないバーチャル株主総会(ライブ配信)も含めている

バーチャルオンリー株主総会の開催・定款変更の状況

- バーチャルオンリー型株主総会の開催は**52社**(2023年6月30日時点)、**延べ66回**
- バーチャルオンリー型株主総会を開催可能とする定款変更を株主総会で決議した会社は**411社**(全て可決)
- 定款変更理由を感染症拡大や天災発生時等に限定した開催条件としている会社の賛成率がやや高い(ICJ調べ)
- 定款変更議案の否決事例はないものの、**2社**(ICJ調べ)が定款変更の株主総会への付議取消し(議案の一部撤回)を実施
- 議決権行使助言会社の「反対推奨」による議案否決懸念を考慮し定款変更内容が複数の場合は議案の分割付議も考えられる

※ 議決権電子行使プラットフォーム参加会社様は当該定款変更議案付議にあたり「反対率シミュレーション」のご利用を是非ご検討ください

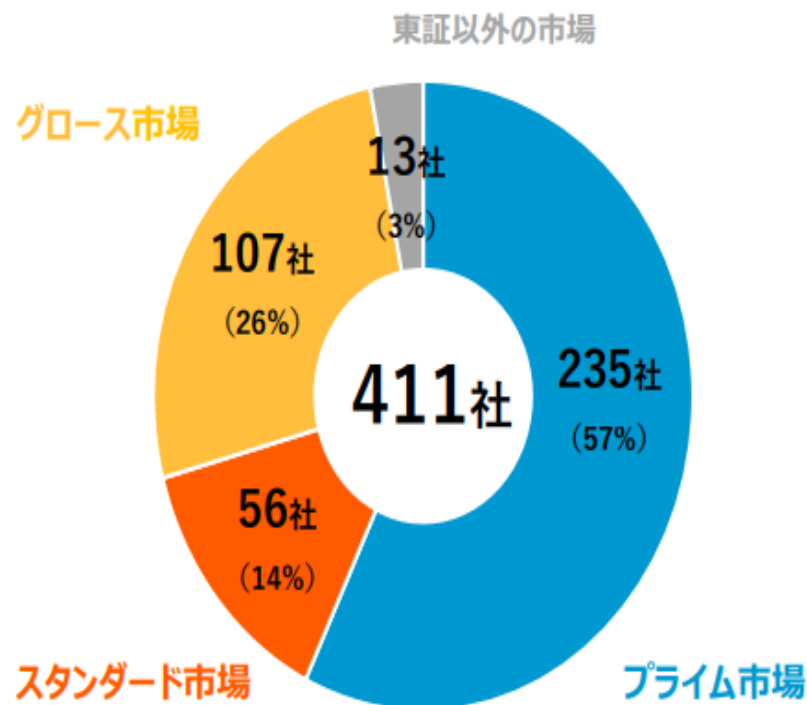
バーチャルオンリー株主総会開催及び定款変更決議の推移



(注) 2023年3月31日現在(経済産業省調べ)

(注) バーチャルオンリー株主総会の延べ開催数は、同一社が複数開催した場合について別々に計算したもの。

定款変更した企業が上場している市場



出典: 経済産業省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会制度説明資料」

バーチャル株主総会準備・検討スケジュール(イメージ) 2024年6月総会の場合

	2023年12月	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月
開催検討 開催方式 場所・日程	～★	参加型・出席型・オンリー型(定款変更済の場合のみ)を社内態勢を含め検討 インフラ面を含め内部・外部会場の選択(外部会場の場合はリハーサルを含め日程)					
開催方針決定 利用申し込み 会場下見 回線等工事		～★ 総会基準日までの申込が原則(ICJ、NTTビズリンク) インターネット回線等の状況確認(回線工事有無の確認) 内部会場の場合は社内担当部署、外部会場の場合は管理会社に依頼					
大臣確認申請				★～	バーチャルオンリー型開催または定款変更を実施		
取締役会 開催決定 招集手続						★ 開催を決議(参加型は任意) 招集通知校了	
コンテンツ スライド・動画案 サイト 案内文書					～★ 総会開始前(CM)、事業報告 事前質問、アンケート、コメント(参加型)、動議(出席型) 招集通知・リーフレット		
招集通知						★～	
株主総会 事務局態勢 スライド・動画 シナリオ リハーサル							～★ 統括、操作、質問、動議 操作タイミング、画面切り替え テクニカル、全体

6月は株主総会の開催が集中しますのでお早めの準備・検討をお勧めします

バーチャル株主総会開催の準備・検討ポイント①

バーチャル株主総会システム	Web会議システムによる代替も可能だが、操作性、機能性、信頼性の観点から専用システムを利用することが望ましい ⇒ICJ VSMプラットフォームをご利用ください
ライブ配信サービス	Web会議システムによる代替も可能だが、画質、画面構成、スライド、事前収録動画等との組み合わせを考慮し撮影・配信会社のサービス利用が望ましい ⇒エヌ・ティ・ティ・ビズリンク様をご利用ください
ライブ配信会場	出席役員も含め全員リモート開催も可能であるが、事務局を含め関係者の意思疎通の観点から主要メンバーは会場に集まることが望ましい ⇒前回会場の対応可否の確認、対応不可の場合は別会場の手配 ICJにて提携先会場のご紹介も可能です
インターネット回線	安定的なライブ配信のため、有線かつ高速の2回線の敷設が望ましい また、有線(2回線)は別会社、速度が安定した専用線がより望ましい ⇒会場を管理する部署または会社に戻線状況等をご確認ください
電源	株主総会用機器に加え、カメラ、照明、配信機材、PCの使用が可能な容量の確保 ⇒会場を管理する部署または会社に戻容量等をご確認ください
株主総会進行ノウハウ	参加型、出席型、オンリー型毎に異なるシナリオ、進行が必要 現行株主総会運営に近い進行が可能なバーチャル株主総会システムを利用する ⇒ICJ、エヌ・ティ・ティ・ビズリンク様にご相談ください
定款変更・大臣確認	バーチャルオンリー型株主総会開催のための必須条件 大臣確認までの所要期間は株主総会に係る取締役会のおおよそ2ヶ月前 ⇒ICJにご相談ください

バーチャル株主総会開催の準備・検討ポイント②

バーチャル株主総会の開催目的をご確認いただき、開催方式をご検討ください。

バーチャル株主総会開催の目的	参加型	出席型	オンリー型	コメント
株主総会の活性化	△	○	○	・参加／出席者数や質問数の増加が期待できる ・質問の増加懸念もあるが、質問を文字化する必要があり、質問内容が洗練され株主との対話がより実効的になったとの意見もある
情報開示・株主へのアピール	○	○	△	・開かれた株主総会をアピール ・動画やスライド等を多用し分かり易さをよりアピールできる
意思決定機関として		○	○	・株主への議決権行使機会の多様化の提供 ・事前行使率の低下懸念もあるが、機関投資家等の当日出席の可能性は低いと思われ引き続き事前行使がメインと考えられる
会議体としての	△	○	○	・質問／コメント等を通じた株主と役員等の質疑応答機会の提供 ・アンケート等を実施し参加／出席株主からの意見収集も可能
運営費用の削減			○	・会場、運営要員等の費用削減 ・ログイン(出席株主)数に影響されない運営費用
運営のしやすさ			○	・株主対応の最小化 ・リアル出席、バーチャル出席の2つの対応が不要 ・事務局と役員等の意思疎通のしやすさ
距離的・時間的制約の解消 (参加／出席のしやすさ)	○	○	○	・遠隔地、天候、移動時間等の制約の解消 ・遠隔地居住株主から評価のコメントが多く寄せられている
感染症・天変地異等への対策		○	○	・BCP対応 ・定款によりバーチャルオンリー型の開催条件を限定する場合もある
開催会社(業種)との親和性			○	・企業イメージのアピール ・先進性、事業内容等の親和性
透明性の向上		○		・機関投資家等へのアピール ・海外機関投資家、議決権行使助言会社等は出席型開催を推奨

ICJ VSMプラットフォーム

Virtual Shareholder Meeting

海外で広く利用される英国Lumi社のバーチャル株主総会システムを日本向けにカスタマイズしてご提供するサービスです

世界で最も多く(40か国以上)の株主総会に利用されています。

※VSMプラットフォームはハイブリッド参加型、ハイブリッド出席型、バーチャルオンリー型、全ての形態のバーチャル株主総会に柔軟に対応できます。

※これまでに国内初のバーチャルオンリー型株主総会をはじめ、新規上場直後や新興市場の比較的小規模なバーチャル株主総会から株主数十万名の大規模なバーチャル株主総会までご利用いただいています。

<https://www.lumiglobal.com/>

ICJ VSMプラットフォーム® に対応可能

バーチャル株主総会

リアル型

ハイブリッド型

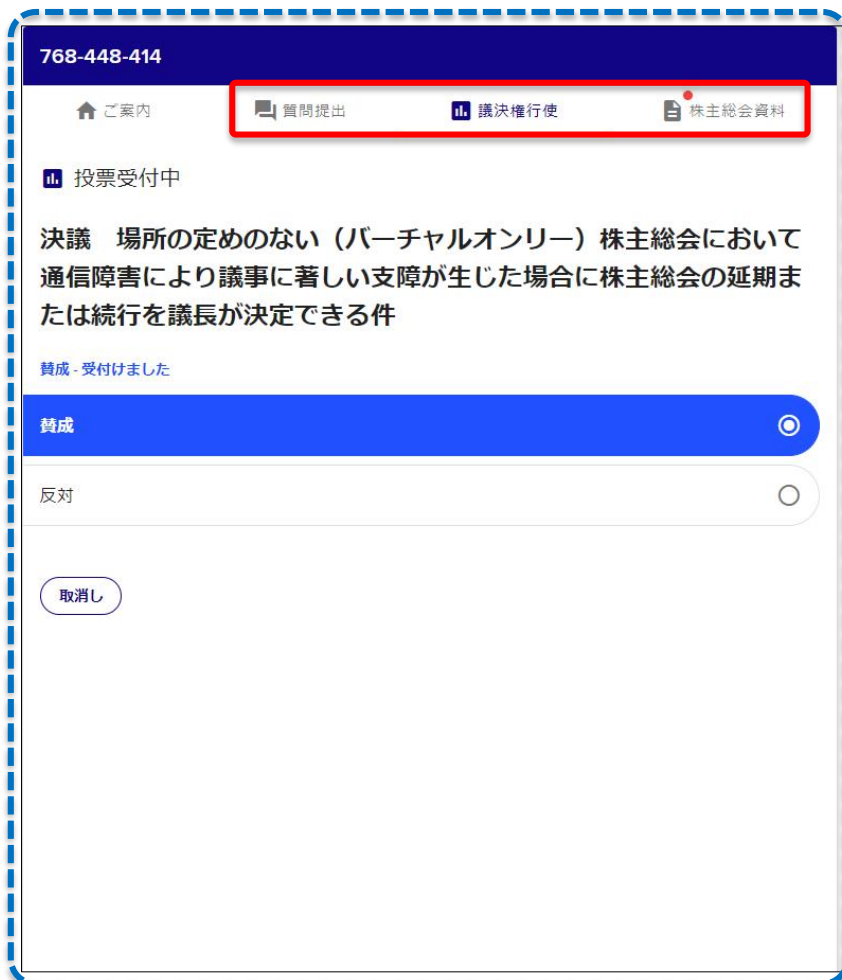
参加型
(議決権行使不可)

出席型
(議決権行使可)

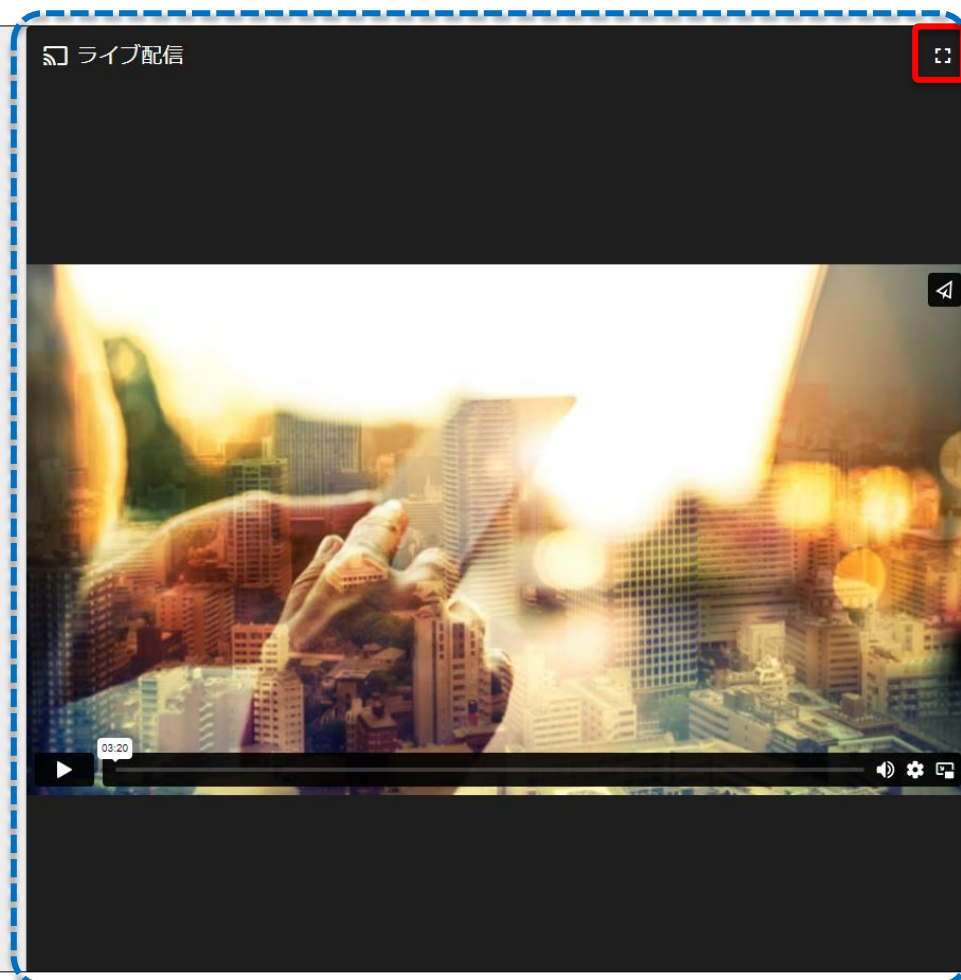
バーチャル
オンリー型

株主画面サンプル(PC) ※レスポンス対応によりスマートフォン、タブレットからの利用も可能

ほぼリアルタイムでボタン操作の内容が反映(タイムラグなし)



一般的に30秒程度のタイムラグが発生(株主の通信環境によってはそれ以上)



画面右側 ライブ配信映像を表示(右上赤枠内の「□」ボタンクリックすると全画面表示に切り替え可能)

画面左側 「質問」提出、「議決権」行使、「株主総会資料」閲覧 等を行う(赤枠内のアイコンで切り替え)

バーチャル株主総会はライブ配信[右側]とボタン操作[左側](「質問」「議決権」等)のタイムラグを考慮し運営する必要がある

⇒エヌ・ティ・ティ・ビズリンク様のライブ配信のご利用で画面左右のタイムラグを最小化した総会運営を実現

ご利用料金

VSMプラットフォームのご利用料金は株主総会基準日現在の(議決権有)株主数により決定します。ご利用料金には事前質問、当日質問(コメント)、議決権行使、事後アンケートのご利用も含まれます。

開催形式(ハイブリッド参加型、ハイブリッド出席型、バーチャルオンリー型)によりご利用料金に変更ありません。そのため、開催形式を変更の場合もご予算の変動はありません。

なお、撮影・配信会社(エヌ・ティ・ティ・ビズリンク様)をご利用の場合は、別途ご利用料金をお支払いいただきます。(VSMプラットフォームのご利用料金には含まれていません)

オプション料金

VSMプラットフォームの利用をサポートするオプションメニューです。

オプションメニューには、株主向けヘルプデスクの他、事務局向けオンサイトサポート、画面作成等のドキュメントサポート等をご用意しています。

なお、バーチャルオンリー型株主総会開催に係る経済産業大臣および法務大臣への大臣確認申請もドキュメントサポートの範疇としてご支援いたします。

また、バーチャルオンリー型株主総会における「インターネットを使用することに支障のある株主の利益確保に関する配慮」等に電話会議システムのご提供も可能です。

ご利用料金の詳細またはお見積りはICJにお問い合わせください。
撮影・配信の詳細またはお見積りはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク様にお問い合わせください。

経済産業省

- ・新時代の株主総会プロセスの在り方研究会
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/index.html
- ・場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html

金融庁

- ・投資家と企業の対話ガイドライン
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1.html>
- ・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第22回)議事次第
株主総会に関する課題
<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20201208/02.pdf>
第22回事務局参考資料
<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20201208/03.pdf>

日本取引所グループ(東京証券取引所)

- ・日本取引所グループ金融商品取引法研究会研究記録
バーチャル株主総会(産業競争力強化法改正を含む)(1)－実務的検討－
バーチャル株主総会(産業競争力強化法改正を含む)(2)－理論的・法的論点の検討－
<https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/>
- ・3月期決算会社株主総会情報(定時株主総会調査結果)
<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/>

旬刊 商事法務

- ・No.2225「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」の解説
- ・No.2237「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」の概要
- ・No.2241【2020年総会の動向と新時代の展望(2)】バーチャル株主総会実務の課題と展望
- ・No.2244 バーチャル株主総会についての展望と課題
- ・No.2254「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集」の概要
- ・No.2269 産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度の解説
- ・No.2285～2286 バーチャルオンリー総会の実務対応[上][下]
- ・No.2296 【特集】バーチャル株主総会のさらなる活用ⅠⅡ
- ・No.2305 バーチャルオンリー株主総会における株主総会資料の電子提供措置等-産業競争力強化法施行令および省令の改正-
- ・No.2326～2330【座談会】会社法における会議体とそのあり方

資料版 商事法務

- ・No.432号【株主総会の電子的手段の活用に向けた取組】ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイドの策定
- ・No.454号 バーチャルオンリー総会実施に向けたICJの取組み
- ・No.467号【2023年6月総会対策】バーチャル株主総会の現状と課題

ISS(Institutional Shareholder Services)

- ・2023年版日本向け議決権行使助言基準
<https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf>

Glass Lewis

- ・2023 Policy Guidelines
<https://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2023/01/%E6%97%A5%E6%9C%AC-Voting-Guidelines-Japan-in-Japanese-2023.pdf?hsCtaTracking=07233264-395e-4cee-88bb-e445739eefc2%7C6728a1a4-8f20-4c80-ba20-0a4ca82ba2a1>

お問合せ先： 株式会社ICJ
コーポレートソリューション部
エンゲージメントソリューション部
vsm@icj-co.jp